

報告第1号

職員による自動車事故に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月29日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 17,900円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年7月6日午後1時5分頃、上坊地内において、総務部収納課の職員が公用車で優先道路である市道町浦27号線を走行中、市道町浦25号線との交差点に進入した際、交差点左側から進入してきた相手方車両と衝突し、相手方車両の右側部分を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 10パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月15日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 190,960円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年11月20日午前11時頃、川崎防災センターの駐車場において、東山支所保健福祉課の職員が公用車から降車するために運転者席側のドアを開け、ドアから手を放した際、強風によりドアが大きく開き、隣に駐車していた相手方車両の前方左側部分を破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月24日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 85,891円

2 相手方

3 事故の概要

平成31年1月7日午前9時20分頃、室根支所の駐車場において、室根支所建設課の職員が公用車で走行中、凍結した路面で滑り、進行方向左側に駐車していた相手方車両のフロント部分に衝突し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年1月11日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 496,530円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年7月25日午前9時40分頃、東山町松川字町裏地内において、東山中学校の職員が公用車で県道東山薄衣線を走行中、相手方の所有する店舗前に停車しようとした際、道路の左端に車両を寄せすぎたため、公用車の荷台の幌が店舗の底部分に接触し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

報告第2号

財産の管理に係る損害賠償に関する専決処分の報告について

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により、これを報告する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

別紙

専決処分書

市長専決条例（平成17年一関市条例第217号）第2条第4号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成30年12月28日

一関市長 勝 部 修

1 損害賠償の額 70,200円

2 相手方

3 事故の概要

平成30年9月26日頃、関が丘地内において、市有地内の立ち木の枝が折れ、相手方が所有するフェンスに落下し、破損させる損害を与えた。

4 市の過失割合 100パーセント

議案第1号

一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

一関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年一関市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p>	<p>(正規の勤務時間以外の時間における勤務)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務を命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、公務の運営に著しい支障が生じると認められる場合として規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。</p> <p><u>3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第2号

一関市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一関市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

一関市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成22年一関市条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって、同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって、同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。）</p> <p>(3) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第3号

一 関市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

一関市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年一関市条例第99号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利率_____)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き<u>年3パーセント</u>とする。</p>	<p>(利率及び保証人)</p> <p>第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き<u>年3パーセント以内で規則で定める率</u>とする。</p> <p><u>2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</u></p>
<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還_____とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から<u>第12条</u>までの規定によるもの</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 償還免除_____<u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条</u>までの規定によるもの</p>

とする。

とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の一関市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第4号

一関市須川国民保養温泉地施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市須川国民保養温泉地施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市須川国民保養温泉地施設条例の一部を改正する条例

一関市須川国民保養温泉地施設条例（平成17年一関市条例第165号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>一関市須川国民保養温泉地施設条例 (設置)</p> <p>第1条 市民の健康増進と住民福祉の向上を図るため、<u>須川国民保養温泉地施設</u>（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1066 1086 1161"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>一関市須川国民保養温泉地施設</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	一関市須川国民保養温泉地施設	[略]	<p>一関市須川温泉地 _____ 施設条例 (設置)</p> <p>第1条 市民の健康増進と住民福祉の向上を図るため、<u>須川温泉地施設</u> _____（以下「施設」という。）を設置する。</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1140 1066 2051 1161"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>一関市須川温泉地 _____ 施設</td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	一関市須川温泉地 _____ 施設	[略]
名称	位置								
一関市須川国民保養温泉地施設	[略]								
名称	位置								
一関市須川温泉地 _____ 施設	[略]								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

一関市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

一関市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市手数料条例の一部を改正する条例

一関市手数料条例（平成17年一関市条例第49号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
事務	名称	単位	金額	事務	名称	単位	金額
1～109 [略]				1～109 [略]			
110 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の許可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	採取計画許可申請手数料	1件につき	<u>36,100円</u>	110 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づく砂利の採取計画の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）	採取計画認可申請手数料	1件につき	<u>33,900円</u>
111 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採	採取計画変更許可申請手数料	1件につき	<u>16,200円</u>	111 砂利採取法第20条第1項の規定に基づく砂利の採	採取計画変更認可申請手数料	1件につき	<u>15,000円</u>

取計画の変更の許可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）				取計画の変更の認可の申請に対する審査（河川管理者として行うものを除く。）			
112～114 [略]				112～114 [略]			
備考 [略]				備考 [略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第6号

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例

一関市東山地区集会施設条例（平成17年一関市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>東山大木多目的集会施設ゆみ おり館</u>	<u>一関市東山町長坂字大面 75 番地 2</u>		
東山岩ノ下定住促進センター 岩ノ下ふれあい館	一関市東山町松川字岩ノ下 141 番地 3	東山岩ノ下定住促進センター 岩ノ下ふれあい館	一関市東山町松川字岩ノ下 141 番地 3
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第6号

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例の制定について

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市東山地区集会施設条例の一部を改正する条例

一関市東山地区集会施設条例（平成17年一関市条例第131号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		(名称及び位置) 第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
<u>東山大木多目的集会施設ゆみ おり館</u>	<u>一関市東山町長坂字大面 75 番地 2</u>		
東山岩ノ下定住促進センター 岩ノ下ふれあい館	一関市東山町松川字岩ノ下 141 番地 3	東山岩ノ下定住促進センター 岩ノ下ふれあい館	一関市東山町松川字岩ノ下 141 番地 3
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第7号

一 関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

一関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市道路占用料条例及び一関市都市公園条例の一部を改正する条例
 (一関市道路占用料条例の一部改正)

第1条 一関市道路占用料条例(平成17年一関市条例第171号)の一部を次のように改正する。

改正前					改正後								
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)								
	占用物件		占用料の単位		占用料			占用物件		占用料の単位		占用料	
法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1年	1本につき	380円		法第32 条第1 項第1 号に掲 げる工 作物	第1種電柱	1年	1本につき	360円			
	第2種電柱			590円			第2種電柱			560円			
	第3種電柱			790円			第3種電柱			750円			
	第1種電話柱			340円			第1種電話柱			320円			
	第2種電話柱			540円			第2種電話柱			520円			
	第3種電話柱			750円			第3種電話柱			710円			
	その他の柱類			34円			その他の柱類			32円			
	共架電線その他上空に設ける線類	1年	長さ1メートルにつき	3円			共架電線その他上空に設ける線類	1年	長さ1メートルにつき	3円			
	地下に設ける電線その他の線類			2円			地下に設ける電線その他の線類			2円			
	路上に設ける変圧器	1年	1個につき	330円			路上に設ける変圧器	1年	1個につき	320円			

	地下に設ける変圧器	1年	占用面積 1平方メートルにつき	<u>200円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年	1個につき	<u>680円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>290円</u>
	広告塔	1年	表示面積 1平方メートルにつき	<u>830円</u>
	その他のもの	1年	占用面積 1平方メートルにつき	<u>680円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	1年	長さ 1メートルにつき	14円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>20円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>31円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>41円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>61円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>82円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140円
	外径が0.7メートル以上			<u>200円</u>

	地下に設ける変圧器	1年	占用面積 1平方メートルにつき	<u>190円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1年	1個につき	<u>650円</u>
	郵便差出箱及び信書便差出箱			<u>270円</u>
	広告塔	1年	表示面積 1平方メートルにつき	<u>730円</u>
	その他のもの	1年	占用面積 1平方メートルにつき	<u>650円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	1年	長さ 1メートルにつき	14円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>19円</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>29円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			<u>39円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			<u>58円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>78円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			140円
	外径が0.7メートル以上			<u>190円</u>

	1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上のもの				410円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1年	占有面積1平方メートルにつき	680円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.004を乗じて得た額</u>	
		階数が2のもの			<u>Aに0.007を乗じて得た額</u>	
		階数が3以上のもの			<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>	
	上空に設ける通路				410円	
	地下に設ける通路				250円	
その他のもの				680円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日	占有面積1平方メートルにつき	8円	
	その他のもの		1月		83円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	1月	表示面積1平方メートルにつき	83円	
		その他のもの	1年		830円	
	標識			1年	1本につき	540円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催		1日	1本につき	8円

	1メートル未満のもの					
	外径が1メートル以上のもの				390円	
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			1年	占有面積1平方メートルにつき	650円	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>	
		階数が2のもの			<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>	
		階数が3以上のもの			<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>	
	上空に設ける通路				370円	
	地下に設ける通路				220円	
その他のもの				650円		
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日	占有面積1平方メートルにつき	7円	
	その他のもの		1月		73円	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	1月	表示面積1平方メートルにつき	73円	
		その他のもの	1年		730円	
	標識			1年	1本につき	520円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催		1日	1本につき	7円

「政令」という。） 第7条第1号		しに際し、 一時的に設けるもの			
		その他のもの	1月		<u>83円</u>
に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1日	その面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>
		その他のもの	1月		<u>83円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1月	1基につき	<u>830円</u>
		その他のもの			<u>410円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>680円</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1月	占用面積1平方メートルにつき	<u>83円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	占用面積1平方メートルにつき	<u>68円</u>
政令第7条第8号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>

「政令」という。） 第7条第1号		しに際し、 一時的に設けるもの			
		その他のもの	1月		<u>73円</u>
に掲げる物件	幕（政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日 その他の催しに際し、 一時的に設けるもの	1日	その面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>
		その他のもの	1月		<u>73円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1月	1基につき	<u>730円</u>
		その他のもの			<u>370円</u>
政令第7条第2号に掲げる工作物			1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>650円</u>
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			1月	占用面積1平方メートルにつき	<u>73円</u>
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			1月	占用面積1平方メートルにつき	<u>65円</u>
政令第7条第8号に	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		1年	占用面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>

掲げる施設	上空に設けるもの			<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>	掲げる施設	上空に設けるもの			<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>		
	その他のもの			<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>		<table border="1"> <tbody> <tr> <td>地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの</td> <td>階数が1のもの</td> <td><u>Aに0.005を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が2のもの</td> <td><u>Aに0.008を乗じて得た額</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>階数が3以上のもの</td> <td><u>Aに0.01を乗じて得た額</u></td> </tr> </tbody> </table>			地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>
地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	<u>Aに0.005を乗じて得た額</u>									
	階数が2のもの	<u>Aに0.008を乗じて得た額</u>									
	階数が3以上のもの	<u>Aに0.01を乗じて得た額</u>									
政令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>	政令第7条第9号に掲げる施設	建築物	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>		
	その他のもの			<u>Aに0.014を乗じて得た額</u>		その他のもの			<u>Aに0.017を乗じて得た額</u>		
政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>	政令第7条第11号に掲げる応急仮設建築	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>		
	上空に設けるもの			<u>Aに0.02を乗じて得た額</u>		上空に設けるもの			<u>Aに0.024を乗じて得た額</u>		
	その他のもの			<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>		その他のもの			<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>		

物			乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.025を乗じて得た額</u>

備考 1～4 [略]

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

7・8 [略]

物			じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具	1年	占有面積1平方メートルにつき	<u>Aに0.034を乗じて得た額</u>

備考 1～4 [略]

5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

7・8 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一関市都市公園条例の一部改正)

第2条 一関市都市公園条例（平成17年一関市条例第179号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第2（第33条関係）		別表第2（第33条関係）	
1 [略]		1 [略]	
2 都市公園を占有する場合の使用料		2 都市公園を占有する場合の使用料	
一関市道路占用料条例（平成17年一関市条例第171号）第2条の規定の例により算定した額又は次の表に定める額		一関市道路占用料条例（平成17年一関市条例第171号）第2条の規定の例により算定した額又は次の表に定める額	
占有物件	単位	占有物件	単位
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額 占有面積1平方メートルにつき	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	日額 占有面積1平方メートルにつき
標識	年額 1本につき	標識	年額 1本につき
	8円		7円
	540円		520円

工事中用板囲、足場、詰所その他の工事中用施設	月額	占有面積1平方メートルにつき	<u>83円</u>
土石、竹木、瓦その他工事中用材料置場			

3 第25条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為	単位	使用料	
[略]			
競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し	日額	占有面積1平方メートルにつき	<u>8円</u>
売店、飲食店その他これらに類するものの設置			

工事中用板囲、足場、詰所その他の工事中用施設	月額	占有面積1平方メートルにつき	<u>73円</u>
土石、竹木、瓦その他工事中用材料置場			

3 第25条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

行為	単位	使用料	
[略]			
競技会、集会、展示会、博覧会、興行その他の催し	日額	占有面積1平方メートルにつき	<u>7円</u>
売店、飲食店その他これらに類するものの設置			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第8号

一 関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

一 関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

一関市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成24年一関市条例第41号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法による_大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_(同法による専門職大学の前期課程を含む。)_又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)_、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(6) 第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に<u>基づく</u>大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、</p>

第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) [略]

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した_____後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定

第2号の卒業者にあっては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) [略]

(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道_____を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者）については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) [略]

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した（当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定

<p>する学校の卒業者_____</p> <p>_____については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)</p> <p>_____については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、この条例による改正後の条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

議案第9号

一関市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

一関市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成31年2月19日提出

一関市長 勝 部 修

一関市火災予防条例の一部を改正する条例

一関市火災予防条例（平成18年一関市条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(タンクの水張検査等) 第47条 [略]</p>	<p>(タンクの水張検査等) 第47条 [略]</p> <p><u>(防火対象物の消防用設備等の状況の公表)</u> <u>第47条の2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。</u></p> <p><u>2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、平成32年4月1日から施行する。

議案第9号 参考資料

1 公表の対象となる防火対象物
消防法で「特定防火対象物」(※1)と定めている、飲食店、物品販売店舗、ホテル、病院等の不特定多数の方が利用する建物を公表の対象とします。
2 公表の対象となる法令違反の内容
特定防火対象物において、消防法で設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないもの。(※2)
3 公表の方法と公表する事項
(1) 公表の方法 一 関市消防本部のホームページへの掲載
(2) 公表する事項 ア 違反が認められた防火対象物の名称及び所在地 イ 違反の内容 ウ その他消防長が必要と認める事項

※1 特定防火対象物

(1)項	イ	劇場、映画館等	(5)項	イ	旅館、ホテル等
	ロ	公会堂、集会場等		イ	病院、診療所等
(2)項	イ	キャバレー等	(6)項	ロ	特別養護老人ホーム等
	ロ	遊技場等		ハ	老人デイサービスセンター等
	ハ	性風俗特殊営業店舗等		ニ	幼稚園等
	ニ	カラオケボックス等		(9)項	イ
(3)項	イ	料理店等	(16)項	イ	特定複合用途対象物
	ロ	飲食店等	(16の2)項		地下街
(4)項		物品販売店舗等	(16の3)項		準地下街

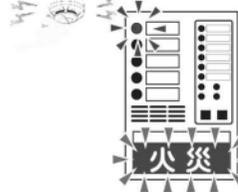
※2



屋内消火栓設備

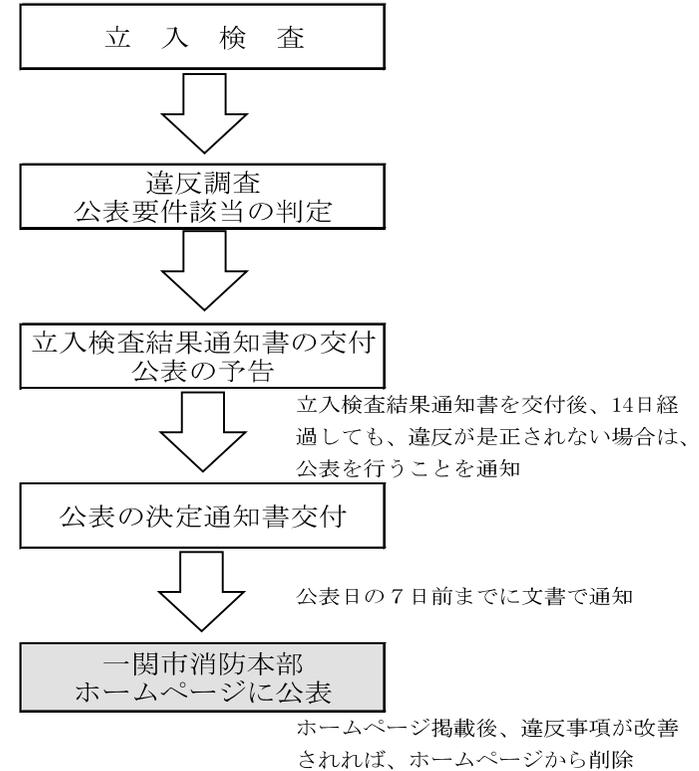


スプリンクラー設備



自動火災報知設備

4 公表の流れ



5 公表の例

防火対象物		違反の内容		公表日	所轄消防署
名称	所在地	違反指摘事項 (根拠法令)	違反の位置等		
一関××ビル	一関市〇〇字△△00-00	自動火災報知設備未設置 (消防法第17条第1項)	1階「ケルブホーム●●」	平成32年0月0日	一関〇消防署
××一関店	一関市〇〇字△△000	屋内消火栓設備未設置 (消防法第17条第1項)	建物全体	平成32年0月0日	一関〇消防署